

## いずみ湖公園施設の使用申込みが始まります マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド・研修の家・キャンプ場

春到来!! 自然に恵まれた公園でスポーツやキャンプを楽しんでみませんか。

- 受付日時 平成24年4月3日(火) 午前9時～午前10時30分  
※受付は先着順とさせていただきます(電話での受付はいたしません)
- 受付会場 下諏訪総合文化センター 講習室(2階)
- 上記以降の使用申込み方法
  - ・4月4日(水)から各担当課(建設水道課 都市整備係・教育こども課 子育て支援係)、住民環境課 総合窓口係およびインターネットで受け付けます。(インターネットでの予約は仮予約となりますので、7日以内に担当課各係または総合窓口係で本予約の手続きをしてください。)
  - ・受付時間は土・日・祝日を除き、毎日午前8時30分～午後5時15分までです。(電話での受付不可)  
※インターネットでの仮予約は24時間受付可能ですが、予約可能期間は利用する日の7日前までとなります。それ以降の予約はインターネットでは受け付けませんので直接各係窓口をお願いします。

### 【マレットゴルフ場・テニスコート・多目的グラウンド】

※問い合わせ：建設水道課 都市整備係 内線246

施設名	使用期間及び時間	使用料	
マレットゴルフ場 (現地管理棟 電話58-8560)	4月22日(日)～11月11日(日) ○午前9時～午後5時	個人使用	1人(1ラウンド) 200円 1人1日 300円
		団体使用 (総員50人以上)	1人(1ラウンド) 100円 1人1日 200円
テニスコート(全天候型8面) (現地管理棟 電話58-9772)	4月22日(日)～11月11日(日) 土・日・祝日のみ開園(8月は毎日開園) ○午前9時～午後6時		1面(1日) 6,000円 1面(1時間) 800円
第1グラウンド(多目的)	4月22日(日)～11月11日(日) ○午前5時～午後7時		1時間 500円
第2グラウンド(サブ)			

### 【研修の家・キャンプ場】

※問い合わせ：教育こども課 子育て支援係 内線714

施設名	開園期間	使用料等
研修の家 (40畳2室 30畳3室)	5月1日(火)～ 10月31日(水)	使用料は、利用者の住所、年齢等により細かく区分されています。詳しくは担当係までお尋ねください。
キャンプ場		無料 ※許可は必ず受けてください! (寝具・テント等は、利用者をご用意ください。)

※町内に在住または在学する高校生以下の者が研修の家を使用する場合は使用料はかかりません。  
※日帰りの使用時間帯は、午前9時から午後4時までです。



## 女性の健康週間

平成24年3月1日(木)～8日(木)



国では、「女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごすこと」を支援するため、ひな祭りを中心に3月8日国際女性の日までの8日間を女性の健康週間と定めています。また、下諏訪町健康づくり計画も、23年度は「女性の健康」を重点項目として、普及啓発を行っています。女性のからだは女性ホルモンの影響を受け、思春期から老年期まで変化しその時期特有の悩みや病気があります。女性の健康問題の例として次のようなことがあげられます。

思春期：月経異常・やせすぎ(過度のダイエット)・性感感染症・望まない妊娠  
 性成熟期：乳がん・子宮内膜症・子宮筋腫・子宮頸がん  
 更年期：更年期障害・生活習慣病・子宮体がん  
 老年期：骨粗鬆症・尿失禁 など

この機会に、ご自身の健康について考えてみませんか。

町では、毎年20歳以上の女性に子宮検診、40歳以上の女性に乳房検診を行っています。ぜひ検診を受けてください。

■お問い合わせ先 下諏訪町保健センター 電話27-8384

## 平成24年度 福祉タクシー及び あざみ号助成券の申請受付が始まります

平成24年度も

～「福祉タクシー助成券」か「あざみ号助成券」のどちらか選択できます～

◆受付開始日 平成24年3月1日(木)から (土・日祝日を除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで

町内に住所があり、在宅の(社会福祉施設等に入所していない)方で、下記に該当する方々がタクシーやバスを利用するとき、その一部を助成しています。

また平成24年度より運転免許を返納され、運転経歴証明書や運転免許取り消し通知書を所持している方も助成の対象となります。

※既にタクシー券をお使いの方も、継続したい方は今回の更新申請は必要です。

### ○対象者

☆平成24年4月1日現在☆

- 1 満79歳以上の方
- 2 介護保険法に基づき、要支援者、要介護者の認定を受けている方
- 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級及び2級に該当する方
- 4 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1、A2、B1に該当する方
- 5 精神障害者保険手帳の交付を受け、1級及び2級に該当する方
- 6 満75歳以上満79歳未満で運転免許を返納し、運転経歴証明書または運転免許取り消し通知書を所持している方

満79歳の誕生日を迎え対象年齢に達したり、新たに、上記2から6の対象者になった場合、その時点で交付申請をお願いします。

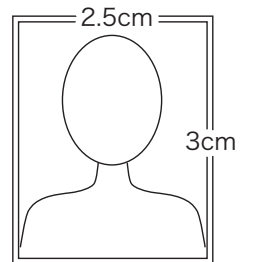
ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、該当しませんのでご注意ください。

### ○申請に必要となるもの

①印鑑 (認め印で結構です)

②写真

(初めて申請する方)  
横2.5cm×縦3cm



1年以内に撮った  
前向きの写真

すでに利用者証をお持ちの方、顔写真が添付された身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、運転経歴証明書をお持ちの方は、写真の提出の必要はありません。

③初めての方で、各種手帳や運転経歴証明書、運転免許取り消し通知書を所持している方は、申請時に持参してください。

④継続する方は、これまでに発行されたタクシー利用者証または各種手帳を持参してください。

### ■申請受付・お問い合わせ先

下諏訪町役場2階 健康福祉課 高齢者係  
Tel.27-1111 内線236・237